

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>海外事業資金貸付保険手続細則</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00033 沿革 (略) <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p><b>第2条</b> 約款(貸付金債権等)に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付(以下「資金貸付」という。)のための契約の締結日以降、次に掲げる日のいずれか遅い日から起算して1月以内かつ貸付金債権等の取得の日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書、同様式別表及び第3項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店(以下「本店」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</p> <p>一 資金貸付のための契約の締結日</p> <p>二 資金貸付のための契約の発効日</p> <p>三 貸付契約等(資金貸付に係る貸付契約又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。以下同じ。)において実行条件が定められている場合にあつては第一回実行条件の充足日(ただし、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険証券又は海外事業資金貸付(保証債務)保険証券の取得が実行条件として定められている場合は、それ以外の条件が充足した日)</p> <p>2 約款(保証債務)に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、資金貸付のための契約の締結日以降、前項各号に掲げる日のいずれか遅い日から起算して1月以内かつ保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第2による海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書、同様式別表及び次項に定める書類の写しを添付して本店に提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>海外事業資金貸付保険手続細則</b></p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00033 沿革 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p><b>第2条</b> 約款(貸付金債権等)に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付(以下「資金貸付」という。)のための契約の締結日以降、次に掲げる日のいずれか遅い日から起算して1月を経過した日かつ貸付金債権等の取得の日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書、同様式別表及び第3項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店(以下「本店」という。)に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</p> <p>一 資金貸付のための契約の締結日</p> <p>二 資金貸付のための契約の発効日</p> <p>三 貸付契約等(資金貸付に係る貸付契約又は債券の発行条件を規定する契約等をいう。以下同じ。)において実行条件が定められている場合にあつては第一回実行条件の充足日(ただし、海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険証券又は海外事業資金貸付(保証債務)保険証券の取得が実行条件として定められている場合は、それ以外の条件が充足した日)</p> <p>2 約款(保証債務)に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、資金貸付のための契約の締結日以降、前項各号に掲げる日のいずれか遅い日から起算して1月を経過した日かつ保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第2による海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書、同様式別表及び次項に定める書類の写しを添付して本店に提出するものとする。</p>	

<p>3 第1項及び前項に規定する書類とは次の各号に掲げる書類とする。ただし、前条の規定に従い内諾を取得した場合は、第2号から第5号までに掲げる書類の提出は不要とする。</p> <p>一 資金貸付のための契約（当該契約が貸付契約等と異なる場合にあつては、当該契約及び貸付契約等）</p> <p>二 信用危険に係る申込みにあつては、貸付金債権等の取得の場合は資金貸付の相手方、保証債務の負担の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「資金貸付の相手方等」という。）の信用状態を判断するために必要な決算報告書等の書類</p> <p>三 被支配法人を資金貸付の相手方等とする保険契約にあつては、被保険者の資金貸付の相手方等に対する出資比率、役員派遣数等経営支配関係の確認できる書類</p> <p>四 資金貸付の事業計画等を記載した書類</p> <p>五 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01-制度-00061）に規定するスクリーニングフォーム</p> <p>六 変動金利対応方式をとる場合にあつては、資金貸付のための契約の締結の日において貸付契約等により算定した利率を証する書類</p> <p>七 その他参考となるべき書類</p> <p>4 約款（貸付金債権等）第21条の2及び約款（保証債務）第20条の2に基づく誓約は、本条による申込みにあつては、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第25による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>第3条～第27条 （略）</p> <p><b>附 則</b> この改正は、平成22年4月1日から実施する。</p> <p>別紙様式1～24 （略）</p>	<p>3 第1項及び前項に規定する書類とは次の各号に掲げる書類とする。ただし、前条の規定に従い内諾を取得した場合は、第2号から第5号までに掲げる書類の提出は不要とする。</p> <p>一 資金貸付のための契約（当該契約が貸付契約等と異なる場合にあつては、当該契約及び貸付契約等）</p> <p>二 信用危険に係る申込みにあつては、貸付金債権等の取得の場合は資金貸付の相手方、保証債務の負担の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「資金貸付の相手方等」という。）の信用状態を判断するために必要な決算報告書等の書類</p> <p>三 被支配法人を資金貸付の相手方等とする保険契約にあつては、被保険者の資金貸付の相手方等に対する出資比率、役員派遣数等経営支配関係の確認できる書類</p> <p>四 資金貸付の事業計画等を記載した書類</p> <p>五 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01-制度-00061）に規定するスクリーニングフォーム</p> <p>六 変動金利対応方式をとる場合にあつては、資金貸付のための契約の締結の日において貸付契約等により算定した利率を証する書類</p> <p>七 その他参考となるべき書類</p> <p>4 約款（貸付金債権等）第21条の2及び約款（保証債務）第20条の2に基づく誓約は、本条による申込みにあつては、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第25による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>第3条～第27条 （略）</p> <p>別紙様式1～24 （略）</p>	
--	---	--